

## 令和8年度 Instagram を活用した情報発信業務仕様書

### 1 業務名

令和8年度 Instagram を活用した情報発信業務

### 2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 3 業務の目的

官民が連携し、誰もが加賀市で就職・結婚・出産など多様なライフデザインを描ける環境づくりを推進する加賀市ライフデザイン推進機構（以下、「機構」という。）の取組を、Instagram を活用し、市民に対して広く発信することを目的とする。

### 4 業務方針

加賀市民を対象とし、加賀市ライフデザイン推進機構での取組について紹介する発信を行う。なお、投稿内容については、加賀市ライフデザイン推進機構事務局及び「プレコンセプションケア分野」、「労働分野」、「子育て分野」に関する情報を整理・編集し、各分野のつながりや全体像が市民に伝わるように、一貫性をもって発信すること。

### 5 業務内容

受託者は4 業務の方針に基づき、以下の業務を実施することとする。

#### (1) 対象の SNS アカウント

当業務で運用する SNS アカウントは以下のとおり。

①媒体	Instagram
②アカウント名	加賀市ライフデザイン推進機構 (kagalifedesign)
③フォロワー数	0人 (公示日時点)
④運営主体	加賀市ライフデザイン推進機構

#### (2) SNS 運用方針及び戦略の策定

- ・ターゲット設定
- ・投稿方針の策定
- ・年間運用計画の策定
- ・トーン&マナーの設計

#### (3) 広報クリエイティブ及び統一デザイン設計

- ・統一感のあるビジュアルデザインの作成
- ・投稿フォーマット等の作成
- ・基準となる投稿（リファレンス投稿）の企画及び作成

#### (4) コンテンツ企画・制作・投稿

- ・投稿企画の立案
- ・画像、動画等の制作及び加工
- ・キャプション（写真や動画に添える説明文）作成
- ・コンテンツの投稿作業
- ・ストーリーズ、リール等を活用した発信

#### (5) 投稿情報の整理及び編集業務

- ・各分野会から提供される情報の整理及び編集
- ・発信内容全体の統一性管理
- ・分野横断的な情報設計

#### (6) ユーザー対応

- ・投稿へのコメント及びDMの確認
- ・SNS上の反応分析
- ・必要に応じて、コメント内容等の発注者への共有及び協議の実施

#### (7) その他

- ・その他、本業務の遂行に必要な業務の実施

### 6 本業務成果物の著作権等

- ・業務履行過程で生じた成果物の著作権は、機構及び市に帰属する。ただし、機構及び市に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に機構の承諾を得たときはこの限りではない。この場合、機構は当該許諾条件の範囲内で著作権を有するものとする。
- ・成果物は1次利用及び2次利用共に無償で使用できるようにすること。

### 7 実績報告書

- ・委託業務期間終了後、速やかに委託期間を通じた取組内容やその成果、取組に基づいた分析、考察、次年度以降に効果的と考えられる提案を記載した実績報告書を作成し、機構に提出すること。

### 8 成果物

投稿した画像や動画等は、別途電子媒体で納品すること。なお、形式は次のとおりとする。

- ・写真はJPEG形式とする。
- ・動画はMP4形式とする。
- ・ファイル等については、機構から指示のあった形式とする。

### 9 留意事項

- ・本業務の受注を希望する者は、別途発注者が指定する期限までに、本業実施に関する提案資料、スケジュール、実施体制等についての書類を発注者まで提出すること
- ・本業務の遂行にあたっては、契約締結後、即座に機構担当者との十分な打ち合わせを行い、業務を誠実に遂行すること
- ・本業務の達成に必要な一切の費用は受注者の負担とする。
- ・本業務を円滑に進めるため、発注者は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求められることができる。
- ・委託業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらか

じめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- ・機密性の高い情報資産又は個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報を取り扱う場合は、これに係る特記仕様書を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。
- ・委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- ・委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- ・受注者は、委託業務の履行に当たり、受注者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- ・納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受注者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、受注者の責任において処理するものとする。
- ・受注者は、成果物が第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- ・本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の加工を行うこと。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受注者においてその責めを負うこと。
- ・業務中に生じた諸事故並びに機構及び第三者に与えた損害に対しては、機構担当者の指示に従い、受託者の責任において処理するものとする。
- ・受注者は本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならないとともに、宗教活動、政治活動、営利目的を伴う活動等を行ってはならない。
- ・業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに機構が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。

## 10 その他

- ・この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、対応を決定する。